

公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、静岡県内における私立幼稚園教育の充実及び振興並びに地域の子育てを支援するための事業を行い、もって幼児の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教職員の研修及び研究のための事業
- (2) 地域の子育て支援のための事業
- (3) 私立幼稚園の健全な経営を推進するための事業
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の社員は、静岡県内に私立幼稚園（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定されている園児（以下、「1号児」という。）の定員が認められている認定こども園を含む。）を設置する法人で、当法人の目的に賛同して、入会したものとする。

2 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額の会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第7条 社員は、退会しようとするときは、その理由を付して、理事会において別

に定める退会届を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は前項の退会届を受理したときは、理事会の承認を得て当該社員の退会を認めるものとする。
- 3 第1項の規定により退会しようとする社員が当法人に債務を負っている場合は、直ちにその債務を履行しなければならない。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名された社員が当法人に債務を負っている場合は、直ちにその債務を履行しなければならない。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が解散したとき。

2 前項の規定により資格を喪失した社員が当法人に債務を負っている場合は、直ちにその債務を履行しなければならない。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 14 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 15 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 16 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 18 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長を除く理事のうち4名以内を副理事長とする。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の代表理事とし、前項の副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第24条 理事及び監事は、無報酬とする。

(役員の実任の一部免除)

第 25 条 当法人は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 28 条の 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 31 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 34 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 3 号の書類に記載するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 35 条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 37 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第 10 章 補則

(委任)

第 41 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 31 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 当法人の最初の代表理事である理事長は相田芳久とし、業務執行理事である副理事長は千葉一道、森俊彦、田中邦昌及び大石和正の4名とする。

附 則

この改正は、平成26年5月28日から施行し、第30条第2項の改正は議決後最初に開催される理事会から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日時点で社員である法人が設置する幼保連携型認定こども園は、1号児の定員が認められていなくても、希望すれば私立幼稚園としての扱いを受けることができる。

附 則

この改正は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条に規定する行政庁の認定を受けた日から施行する。ただし、改正後の定款第18条第1項第1号の規定（理事の人数）は、同認定を受けた日後、最初の定時総会終了後から適用することとし、それまでの間は従前の例による。